

利用料の試算について

個別の正式な利用料は、市民税のほか、世帯の状況(ひとり親世帯の同居家族、障害手帳等の有無)等を含めたうえで決定し、保育所等への利用が決定したのちに、利用料決定通知書で連絡しています。ここでは保育料で利用する税額についての基本的な見方を説明します。世帯によって異なる調整控除等は取り扱いませんので、あくまでも、**利用決定前の目安として**お考えください。

<利用料金表の見方> 料金表は横浜市保育所等利用案内に掲載されています。

(1)市民税額(父母の合算)、(2)きょうだい区分、(3)保育必要量、(4)利用施設によって確認します。

きょうだい区分(※)、保育必要量はご利用の年度の「横浜市保育所等利用案内」をご確認ください。

※実際のお子さんの数ではなく、特定の施設・事業を利用している就学前のお子さんの数

- 世帯の状況により、祖父母などを算定対象に含める場合やひとり親等の軽減が適用される場合があります。
- 詳細は「保育所等利用案内」をお読みいただき、お住まいの区の区役所こども家庭支援課にお問い合わせください。

認定区分	1号認定				2号認定(3歳児クラス~)					
	認定こども園(教育利用)・幼稚園				認定こども園(保育利用)・認可保育所					
対象施設・事業	認定こども園(教育利用)・幼稚園				認定こども園(保育利用)・認可保育所					
負担額	0				0					
負担区分	認定区分	3号認定(0~2歳児クラス)								
		認定こども園(保育利用)・認可保育所		小規模保育事業、家庭的保育事業、認定こども園保育事業、新規集約対象の事業所内保育事業		認定こども園(保育利用)・認可保育所		小規模保育事業、家庭的保育事業、認定こども園保育事業、新規集約対象の事業所内保育事業		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
	きょうだい区分※1	第1子		第2子		第1子		第2子		
	保育必要量	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
(1) 市民税所得割額※2	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0
	C	市民税均等割のみ	6,700	6,500	2,300	2,200	3,900	1,600	1,500	1,500
	D1	市戸籍所得割課税額 10,000円以下	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	3,300	2,100	2,000
	D2	10,001円以上~48,600円以下	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
	D3	48,601円以上~50,400円以下	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
	D4	50,401円以上~57,700円以下	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
	D5	57,701円以上~77,100円以下	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
	D6	77,101円以上~97,000円以下	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
	D7	97,001円以上~102,600円以下	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,600	8,400
	D8	102,601円以上~120,600円以下	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
	D9	120,601円以上~138,600円以下	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
	D10	138,601円以上~169,000円以下	38,000	37,300	13,300	13,000	35,900	34,400	13,300	13,000
	D11	169,001円以上~174,900円以下	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
	D12	174,901円以上~192,900円以下	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
	D13	192,901円以上~211,200円以下	47,500	46,600	16,700	16,400	43,800	43,000	16,700	16,400
	D14	211,201円以上~228,900円以下	50,500	49,300	17,800	17,500	46,200	45,400	17,800	17,500
	D15	228,901円以上~246,700円以下	53,000	52,000	18,900	18,600	48,800	47,900	18,900	18,600
	D16	246,701円以上~255,700円以下	55,000	54,000	19,800	19,500	50,600	49,700	19,800	19,500
	D17	255,701円以上~264,700円以下	57,000	56,000	20,700	20,400	52,200	51,300	20,700	20,400
	D18	264,701円以上~273,700円以下	58,000	57,000	21,600	21,300	53,600	52,600	21,600	21,300
	D19	273,701円以上~282,700円以下	59,000	58,000	22,500	22,200	55,000	54,000	22,500	22,200
	D20	282,701円以上~291,700円以下	60,000	59,000	23,400	23,100	56,300	55,300	23,400	23,100
	D21	291,701円以上~301,700円以下	61,000	59,900	24,300	24,000	57,600	56,500	24,300	24,000
	D22	301,701円以上~309,700円以下	62,000	60,800	25,200	24,900	58,900	57,700	25,200	24,900
	D23	309,701円以上~318,700円以下	63,000	61,700	26,100	25,800	60,200	58,900	26,100	25,800
	D24	318,701円以上~327,700円以下	64,000	62,600	27,000	26,700	61,500	60,200	27,000	26,700
D25	327,701円以上~336,700円以下	65,000	63,500	27,900	27,600	62,800	61,500	27,900	27,600	
D26	336,701円以上~345,700円以下	66,000	64,400	28,800	28,500	64,100	62,700	28,800	28,500	
D27	345,701円以上	67,000	65,300	29,700	29,400	65,400	64,000	29,700	29,400	
(2) ひとり親等	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
	E1	D1階層でひとり親世帯等	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
	E2	D2階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
	E3	D3階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E4	D4階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E5	D5階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

利用料金表の見方の【例】

- ① 父の所得割額 170,000 円、母の市民税所得割額 70,000 円(父母の合計 240,000 円)
(保育所利用で第1子、標準時間の場合)
→D15 階層となり、利用料は **53,000 円**
- ② 父の市民税所得割額は 0 円で均等割額は有り、母の所得割額は 0 円で均等割額 0 円
(小規模保育事業利用で第1子、短時間の場合)
→C 階層となり、利用料は **3,900 円**

※1 各月の収入の合計が227(円)を超えてくると、(第3子、3歳未満の子)の利用料は無料となります。

※2 利用料は、市民税の所得割額(均等割額)を基に決定します。市民税の未申告の方は、負担額(D27)となります。

※3 E0~E5階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯(同居親族がいる場合)と対象外と定める場合があります。身体障害者手帳・療育手帳(幼童手帳)・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯(いずれも在籍の場合に限る)、特別児童扶養手当の受給対象者、国保全員の障害児は全世帯の受給資格を有する世帯(いずれも在籍の場合に限る)を指します。「D」とり親世帯等に該当すると認められた場合、C階層、D1~D5階層はE0~E5階層になります。

※4 月の途中で利用開始または利用停止の場合は、利用開始に相当する月(16日未満は切り捨て)に算入します。

※5 3号認定: その月の利用料 = 利用料(月額) × 在籍日数(日数、祝日を除く) ÷ 25日を超えれば25日 ÷ 25日

以下は、利用決定前におおよその利用料を確認する場合の手順です。

1. 該当の年※の「市民税・県民税特別徴収税額通知書」をご準備ください。(給与所得の場合)

利用料を算定する際に参照する市民税は、対象の年月により異なります。

令和6年9月～令和7年8月の利用料	令和6年度市民税額※をもとに決定します。 (※令和5年1月1日～令和5年12月31日の所得で決定)
令和7年9月～令和8年8月の利用料	令和7年度市民税額※をもとに決定します。 (※令和6年1月1日～令和6年12月31日の所得で決定)

※1月1日時点の居住地(市区町村)の税額をもとに決定します。

自営業等、個人で住民税を納めている方は、「市民税・県民税 税額決定納税通知書」をご準備ください。税額通知書は毎年6月頃に市区町村より通知されます(非課税の方※を除く)。

※非課税の方は、税額通知書は通知されません。非課税で父母共に市民税所得割額が0円の場合は、均等割額の有無により利用料金表を確認します。均等割額も0円で同居の祖父母等がいけない場合には、利用料は0円です。

2. 「税額控除前所得割額」を確認します。

「市民税・県民税特別徴収税額通知書(毎年5～6月頃市町村から通知)」の「税額控除前所得割額」を確認します。

【税額控除前所得割額】について

「住宅借入金特別税額控除(住宅ローン控除)」、「寄附金税額控除(ふるさと納税等)」、「配当控除」、「外国税額控除」、「配当割額控除」「株式等譲渡所得割額控除」の適用を受ける前※の所得割額です。

※同じ収入の世帯を比較した場合に、たとえばふるさと納税(寄附金控除)で減税された世帯と利用料に差が出ないよう、税額控除は加えず、同じ収入の世帯の利用料が同一になるようにしています。

【税額通知書が手元にない場合、「課税証明書」による試算も可能です】

(区役所や行政サービスコーナーで発行できます(有料))。

市民税額の所得割額(★)に、税額控除額※「住宅借入金特別税額控除」や「寄附金税額控除(ふるさと納税等)」、「配当控除」、「外国税額控除」、「配当割額控除」「株式等譲渡所得割額控除」を加えます。

※課税証明書は、市区町村によって様式が異なります。横浜市の場合、課税証明書の交付申請時に必ず**税額控除額の記載を希望する旨を伝えてください。**

【ご注意ください】

横浜市の課税証明書は、交付申請時に「税額控除額の記載」を依頼しない限り印字されません。

3. 横浜市の税額(2の税額)は8%で計算されているため、6%で計算し直します。

(上記2で把握した金額)÷8×6

- ① 政令指定都市は、県民税と市民税の割合が異なり、横浜市^の税額決定通知書では政令市の税額(8%)で算定されています。他都市に比べ高くないよう、保育料の計算では6%に計算し直します。
- ② 実際の算定時には、ここからさらに調整控除額等を差し引きますが、世帯の状況により異なり、複雑になるためここでは割愛しています。そのため、計算した利用料は目安として下さい。
- ③ 令和6年9月～令和7年8月の利用料については、定額減税後の市民税所得割額で算定します。「上記①で6%に計算し直した金額」から、定額減税額を差し引いた上で計算してください。定額減税額は、概ね「(本人+扶養親族)の数×6千円」です。

4. 父母それぞれで計算した金額を合算します。

父母ともに非課税(ひとり親で非課税)であり、同居の扶養義務者(祖父母等)がいる場合には、同居の扶養義務者(祖父母等)を算定対象に加えることがあります。詳しくはお住まいの区の区役所^こども家庭支援課にお問い合わせください。

5. 合算した金額を「利用料金表」と照らし合わせると、概ねの利用料がわかります。

実際の算定の際は、調整控除額等を差し引きます(調整控除額は世帯により異なります)。

試算した料金は目安としてください。実際の(決定した)利用料とは異なる場合があります。